

山口市国民健康保険料減免基準

(目的)

第1条 この基準は、山口市国民健康保険条例（平成17年山口市条例第134号。以下「条例」という。）第21条の規定に基づく国民健康保険料（以下「保険料」という。）の減免に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(条例第21条第1項第1号による減免)

第2条 災害等（火災、風水害、震災その他これに類するもの）により世帯主又は被保険者の所有する動産又は不動産について損失を受けた額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。）が、資産価格（住宅又は家財のその災害を受けた時の時価（災害を受ける直前の状態で売買することとした場合の価格）をいう。）の100分の30以上である者及びこれに準ずると認められる者について、別表第1に定める減免率を保険料（所得割、被保険者均等割、世帯平等割）に乗じて得た額を当該世帯の保険料から減ずる。

2 災害により受けた損害の金額及びその損害の金額が住宅又は家財の価格の100分の30以上であるかどうか不明な場合、「災害による個人住民税減免事務取扱要領」第4号「損害金額等の簡易計算」及び「住宅、家財に対する損害額の簡易計算」により算定する。

(条例第21条第1項第2号による減免)

第3条 疾病、負傷、失業及び倒産等により世帯主及び被保険者の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「総所得金額等」という。）にかかる収入が著しく減少し、又は皆無となり、世帯全員の申請日の属する月以後当該年度3月までの収入（事業・不動産・譲渡所得及び給与収入（賞与を含む）、年金収入）にかかる収入見込額が、当該年度賦課期日の属する年の前年の総所得金額等にかかる収入の月額平均に申請月以後当該年度3月までの月数に乗じた金額の100分の50以下、かつ世帯主及び被保険者における申請のあった日の属する年の前年の総所得金額等が600万円以下の者で、世帯主及び被保険者における条例第21条第2項の規定による申請のあった日（以下「申請日」という。）の属する月以後当該年度3月までの収入（事業・不動産・譲渡所得及び給与（賞与を含む）、その他の収入（恩給・年金・失業保険・遺族年金・福祉年金・扶助料・援助金）を含めたもの。）の合計見込額の平均月額が、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）により算出した世帯主及び被保険者の保護に要する費用の額に100分の130を乗じて得た額を超えないと認められる者及びこれに準ずると認められる者について、別表第2に定める減免率を所得割保険料額に乗じて得た額を減じ、また、世帯主及び被保険者における当該年度の総所得金額等に相当する額の合計額の見込額が、条例第15条の規定に相当する場合は、同条の規定に準じて被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減ずる。

2 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第59条の規定により給付制限をうける者については、その期間に係る当該被保険者の所得割額及び被保険者均等割額を減じ、その世帯に属する被保険者がすべて同条の規定により給付制限をうける者の場合は、世帯平等割額も減ずる。

(条例第21条第1項第3号による減免)

第4条 条例第21条第1項第3号の該当する者（以下「旧被扶養者」という。）について、別表第3に定める減免率を所得割額及び被保険者均等割額に乗じて得た額を当該世帯の保険料から減ずる。ただし、条例第15条第1項第1号又は第2号に該当する世帯に属する旧被扶養者の場合は、被保険者均等割額を減じない。

2 旧被扶養者だけで構成される世帯に限り、別表第3に定める減免率を世帯別平等割に乗じて得た額を当該世帯の保険料から減ずる。ただし、条例第15条第1項第1号若しくは第2号に該当する旧被扶養者が属する世帯又は条例第11条第1項第3号に規定する特定世帯の場合は、減じない。

3 旧被扶養者は、対象者の一覧表を作成し、管理する。

4 旧被扶養者が転出する際には、旧被扶養者異動連絡票（別紙様式第1号。以下、「異動連絡票」という。）を発行し、被保険者に交付するものとする。

（第2条から前条までの規定による減免）

第5条 第2条から前条までの規定に該当する者については、いずれか減免額が大きいものを適用する。

（減免の適用期間）

第6条 第2条に規定する減免については、損失を受けた日の属する月以降12カ月を経過するまでに到来する納期に係る保険料について適用する。

2 第3条第1項に規定する減免については、申請日以後当該年度に到来する納期に係る保険料について適用する。ただし、過年度分保険料については、適用しない。

3 第3条第2項に規定する減免については、減免の事由が生じた日の属する月から減免の事由が消滅した日の属する月の前月までの保険料について、年度ごとの申請をもって適用するものとする。なお、申請日から遡って適用できる期間は、申請日の属する月から原則2年間を限度とする。

4 第4条に規定する減免については、当初の申請をもって国民健康保険の資格を喪失するまでの期間に係る保険料について適用する。ただし、被保険者均等割額、世帯別均等割額については、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間とする。

（申請）

第7条 保険料の減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、国民健康保険料減免申請書（様式第2号）に次の各号に規定する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

ただし、他市区町村からの転入によって国民健康保険の資格取得した者で、転入前の市区町村が発行した異動連絡票又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第7号の規定に基づく情報照会及び同法第22条第1項の規定に基づく情報提供により旧被扶養者であることが確認できた場合については、これをもって減免の申請があったものとみなす。

（1）第2条に規定する減免については、り災証明書

（2）第3条第1項に規定する減免については、次のアからウに規定する書類

ア 同意書（様式第3号）

イ 収入及び生活状況申立書（様式第4号）

ウ その他市長が必要と認める書類

（3）第3条第2項に規定する減免については、在監証明書等（給付制限の期間のわかる証明書）

（4）第4条に規定する減免については、扶養関係の分かる書類

（減免の決定通知）

第8条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかに審査の上、国民健康保険料減免承認決定通知書（様式第5号の1）、（様式第5号の2）又は、国民健康保険料減免不承認決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により保険料の減免決定された者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を国民健康保険料減免理由消滅届（様式第7号）により市長に申告しなければならない。

（減免額の変更）

第9条 市長は、前条で減免決定された者について、保険料の減免額が変更となったときは、速やかに審査の上、国民健康保険料減免額変更通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

附 則

1 この基準は、平成18年4月1日から施行する。

2 この基準は、平成18年度以後の年度分の保険料について適用し、平成17年度分までの保険料については、なお従前の例による。ただし、平成21年度までは、平成17年度分までの保険料（税）の減免につい

て、合併前の山口市、小郡町、秋穂町、阿知須町又は徳地町に住所を有する被保険者が属する世帯の世帯主において、その適用が均衡を失するようであれば、この基準を適用できる。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年1月16日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年7月30日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。